

小牧市民病院未収金回収業務委託プロポーザル実施要領

小牧市民病院未収金回収業務委託プロポーザルを次のとおり実施する。

1 目的

本件プロポーザルは、小牧市民病院（以下「病院」という。）における患者負担に係る診療費（自己負担）等の未収金回収業務について、専門的なノウハウ及び資格を有する者あるいは法人に、未収金の回収を委託することにより、負担の公平の確保及び未収金残高の縮小を図り、病院経営の健全化に資するため、未収金回収委託する業者の選定を目的とするものである。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 小牧市民病院未収金回収業務
- (2) 業務委託内容 未収金回収に係る一切の業務
詳細については、別添「小牧市民病院未収金回収業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日（令和2年8月1日を予定）～
令和3年3月31日
上記期間以降、病院及び受託者の合意により、1年度毎に令和5年3月31日まで契約締結できるものとする。（ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この限りではない。）

3 プロポーザルに参加する者の必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士であって、同法第57条第1項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は弁護士法第30条の2の規定による弁護士法人であり、同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (3) 小牧市が行う契約等から暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市税（納期到来分）を完納している者であること。

4 提出書類の提出方法

プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する小牧市民病院未収金回収業務委託業者募集要領（以下「募集要領」という。）の交付を受け、募集要領の内容を確認のうえ、提出書類を持参により提出するものとする。

- (1) 募集要領の配布期間
令和2年6月8日（月）から6月19日（金）まで
- (2) 配布時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）
- (3) 配布場所
小牧市民病院事務局 医事課
- (4) 提出書類の提出期間
令和2年6月8日（月）から6月19日（金）まで
- (5) 提出時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）
- (6) 提出部数
募集要領を参照
- (7) 提出場所
小牧市民病院事務局 医事課
- (8) その他
 - ① 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された書類は、返却しないものとする。

5 プロポーザル実施・業者選定にかかる条件

- (1) プロポーザルに参加する者が1者である場合においても、原則としてプロポーザルを実施するものとする。
- (2) プロポーザルを実施した結果、業務を委託するにふさわしい者がいないと認められた場合、参加した全者を非特定とする場合もある。

6 問い合わせ先

〒485-8520

小牧市常普請一丁目20番地

小牧市民病院 医事課 医事係 担当 藤村・中村

TEL 0568-76-4131 (内2505)

FAX 0568-75-0214